申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	高額介護合算療養費の支給
根拠》	去令及び条項	国民健康保険法第57条の3
所 管	部 課 係 名	いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審	関係条項	
查	基準 (未設定の場合はその理由)	第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第1項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス利用をおされて得た額)及び自法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用場合に規定する介護予防サービス利用場合に規定する介護である。当該支給額を控除して得た額)の合計額が支給額を控除して得に額が支給額を控除して得に額が支給額を持に、当該支給額を控除して得に組合員に対し、当該支給額を持に、当該支給有、保険外併用療養費の支給、費力を設定の規定による差額の支給を受けない。2 前条第2項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。
基		
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	3 か月
期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)